



にしごう

VOL.2

広報にしごう第172号
昭和60年2月5日

■村のうごき 人口 14,070人(+87) 男7,054人(+39) 女7,016人(+48) 世帯数3,363戸(+14) 1月1日現在()は対前月比



この施設は、防衛施設庁 民生安定事業の一環として建設されました。

※ 自河布引山演習場周辺整備学習等供用施設（体育館）設置助成事業



▲ こんなに広いアリーナ

「西郷村民体育館」の柿落し
が一月十五日行われました。本
体育館は、昭和五十八年度から
二ヶ年継続事業で進められてき
たもので、中島の総合グランド
の道路向に白と濃紺、茶、三色
の大きな建物がこのほど完成し
オープンの運びとなつたもので
す。

本体育館は、本村の各学校体
育館の使用実績を踏まえ、各学
校の体育館使用も満杯状態にあ
りましたし、正規の大会等を開
催するにも不十分でした。これ
らを鑑み、バスケットボールを
同時に一面使用できる体育館が切
望されていました。本体育館完
成により、村民のみなさんの生
活環境の向上と体力、精神鍛錬
の場となることを願うものです。
十五日行われたオープン式は、

柿落し挙行さる

鈴木村長、高木議長、坂井教育
長、真船体育協会会長によるテ
ープカットが行われ、村民体育
館完成を祝った。この式典のあ
と、開館記念家庭バレー・ボーグ
大会を行い、白河市と郡内十一
チームで熱戦の結果、成績は次
のとおりとなりました。

優勝	白河市
準優勝	西郷村小田倉
第三位	東村
第四位	泉崎村

目オープン

じょうぶな からだ

〈総事業費の内訳〉

区分	内容	事業費 (千円)	備考
1. 用地買収費	面積 45,727m ²	36,492	運動公園敷地として
2. 敷地造成費	造面積 15,927.2m ²	107,150	体育館用地
3. 建築設計管理費		5,900	353,453千円のうち、33,950千円が補助金である。
4. 本体建築工事費	建築面積 2,134.9m ²	347,553	
5. 備品等購入費	バスケット台 外12品目	12,600	特別交付金
計		509,695	

事業費は
どのくらいかな…

村民体育館の総事業費は五百九十九万五千円でこのうち、

防衛施設庁民生安定事業補助対象分は、建物本体と設計監理費で三億五千三百四十五万三千円、防衛庁特別交付金一千二百六十万円を体育館の備品購入に充當したもので。

総事業費からこれら補助事業分を差引いた一億四千三百六十四万二千円が村独自事業となります。つており内訳は上表のとおりです。

体育館使用料

(単位:円)

使 用 区 分	全 面 使 用	2分の 1使 用		
		全 灯	半 灯	1 灯
アマチュアスポーツであるとき	児童生徒	無料	無料	無料
	高校生	200	100	600
	一般	400	200	300
その他の行事であるとき	1,000	500	1,200	600
	児童生徒	100	50	1,200
	一般	800	400	1,200
アマチュアスポーツである場合	興行に類似しないもの	2,000	1,000	1,600
	興行に類似するもの	10,000	5,000	1,600
	一般	—	20	—
個人使用の場合	児童生徒	—	30	100
	高校生	—	40	100
	一般	—	50	50
ト レ ニ ン グ 室				
指 調 員 室				
放 送 設 備				
電 光 据 示 板				

- 備考
- この使用料は1時間当たりとする。
 - 時間外の使用に係る使用料の額は、所定の使用料にその2分の1に相当する額を加算した額とする。
 - 村外使用者は、2倍の額とする。
 - 個人使用者は、2人以内とする。
 - この表において、「入場料を徴収する場合」とは、使用者が、体育館に入場する者から入場料を徴収する場合(名称を問わず、入場者から入場の対価を償することをいう)をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。
 - 使用者の使用時間が、1時間に満たない場合は、これを1時間とする。

**村民みなさんの
体育館として**

この体育館は、村民の生活環境をよりよくし、次代を担う青少年に体位の向上と健全なる情操を身につけまた村民のみなさんが、スポーツを通じてコミュニケーションを図り村民生活の向上に資すべく、防衛施設庁の

補助事業（白河布引山演習場周辺学習等供用施設（体育館）設置助成事業）として実施したものです。

各種団体の方、また個人でも

◆貸切使用

- 体育館で直接申込むこと。
- 受付は、使用する日の十四日前までです。
- 受付時間は、午前九時より午後五時まで。（ただし、

機会があるときはぜひご利用いただきみんなの身近な施設として下さい。

**体育館の
使用にあたって**

体育館の使用手続は次のとおりです。ルールを守り快い汗をおかげ下さい。

◆休館日

- 毎週月曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する日の翌日
- 一月二日、三日及び十二日二十九日から三十一日まで。

◆個人使用

- 体育館を使用していない時はいつでも使用できます。
- 使用される時は、使用料を納入してから使用して下さい。



▲関係者によるテープカット

村民体育館

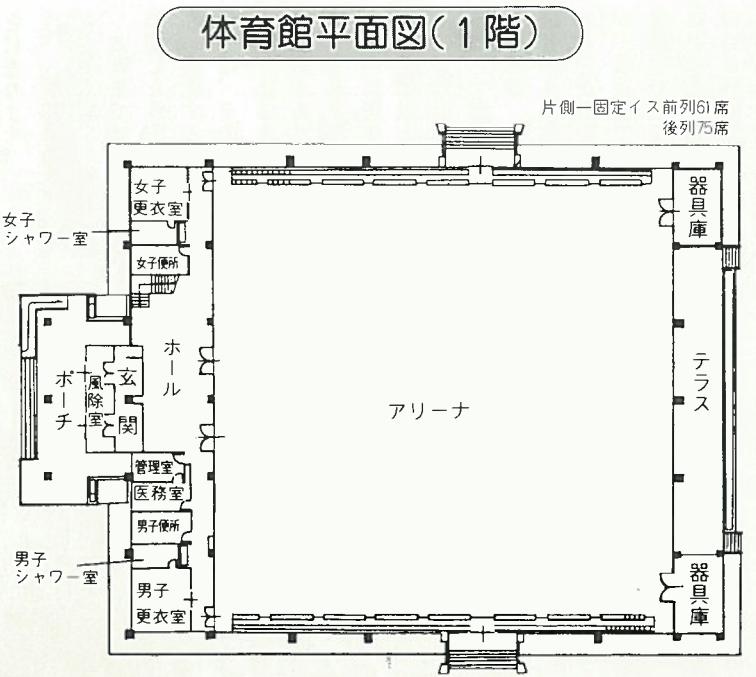
じょうずな 利用で

体育館の施設は…

この造成地に建築面積が二千三百三十四m²で一部二階建のきれいな建物である。体育館の心臓とも言えるアリーナは千四百十

を取得した後、一万五千九百二十七m²を体育館建設用地として造成工事を施しました。

このほか、管理室、医務室、器具庫、二階には、トレーニング兼控室、放送室、指導員室等があります。



国籍法・戸籍法が改正されました

国籍法及び戸籍法が改正され、昭和60年1月1日から施行されました。その主な改正点は次のとおりです。

国籍法の主な改正点

- 1 父母両系主義の採用
- 2 二重国籍の防止・解消（国籍の留保制度の適用範囲の拡大・国籍の選択制度の新設）
- 3 帰化条件の改正
- 4 届出による国籍の取得

戸籍法の主な改正点

- 1 国籍の留保制度の適用範囲の拡大
- 2 二重国籍の防止・解消
- 3 帰化条件の改正
- 4 届出による国籍の取得

ですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となつた場合にすべて国籍留保の届出を必要とすることになります（先の例の韓国人夫・日本人妻間の子が国外で生まれた場合にも、この制度が適用されることになります）。

国籍の選択制度の新設

改正法は、このような二重国籍の増加に対応するため、新たに次のような重国籍防止のための制度を設けました。

(1) 国籍の留保制度の適用範囲の拡大

(2) 国籍の選択制度の新設

国籍者は、原則として22歳になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。

日本の国籍を選択するには、又は「日本の国籍を選択しかし、外国の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を市區町村長に届け出ることによつてします。外国の国籍を選択するには、日本の国籍の離脱を届け出ることなどによつてします。

また、法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、1か月以内に選択をしないと自動的に日本の国籍を失うこ

とになります。

3 帰化条件の改正

これまで、日本人と結婚した外国人の帰化条件

（件）は、その外国人が夫であるか妻であるかで居住の条件などに差異がありました。改正法で

は、これを同一にして、3年以上国内に居住していること（結婚が3年以上続いている場合に

は、1年以上国内に居住していること）が必要になりました。

このほか、これまで、帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされました

が、改正法では、原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。また、帰化の時に外国の国籍を失うことがある場合には、例外として帰化が認められることとなっています。

5 国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚の時に外国人の国籍を失うことがあります。それでも、特別の事情がある場合は、例外として帰化が認められることがあります。

た日本人の氏が変わらないのは、結婚の日から6カ月以内に市区町村長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏になります。

これまでと同じですが、改正法により、その人が希望するときには、結婚の日から6カ月以内に市区町村長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏になります。

けれども、国際結婚をした日本



印鑑登録・証明を

受けるときは…

◎印鑑登録の手続きは！

代理人による即時登録はできませんので、できるだけ「本人」が申請をして下さい。

本人が白ら申請したとき

代理人による申請のとき
代理人による申請のとき
本人が出頭できない理由書を添付し申請してください。

この場合村が、本人宛に郵送により照会書を送付しますので期限内に回答書を本人が提出して下さい。

原則として文書で本人に郵送により照会し、その回答書を持参提出してもらう方法で確認をし登録します。

ただし、次の場合は即時登録ができます。

(1) 官公署の発行した免許証、
許可証若しくは身分証明書で
あつて本人の写真を貼付した

(2) すでに印鑑の登録を受けて
いる者により登録申請者が本
人に相違ないことを保証され
た書面の提出があつたとき。

(3) 面識ある村の職員が本人で
あることを確認したとき。

(5) 広報にしごう 第172号

税の申告は2月13日から
3月15日までです。

納税者のみなさん、ことしも
村県民税及び所得税（譲渡所得、農業所得、事業所得など）の申告期がまいました。申告書の提出期限は、いずれも3月15日となつております。つきましては便宜上、左記日程により税務課職員が申告の相談に応じますので指定の会場で申告されるようお知らせいたします。

※ 農産物の生産者は、そ菜、果樹等の出荷額證明書を、送付致しますので、必ず、各出荷先から証明を受けて、申告してください。

- 申告は必ず申告書に記載されている指定の会場でお願いします。
- 各会場とも時間は午前9時から午後4時までです。
- 土曜日は午前中です。

村県民税・所得税申告のお知らせ

なお、給与所得者で年末調整して下さい。

〔申告に必要なもの〕

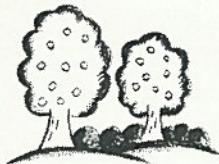
申告書用紙、生命保険領収書、建物共済領収書、医療費領収書、農機具等購入契約書、身体障害者手帳、印鑑、売上明細書

（例）※ 農産物の売上明細（果樹、なめこ、しいたけ、きゅうり、インゲン、トマト、ブロッコリー、アスパラ等、乳代、たばこ、養豚、養蚕）その他参考になる書類

村県民税及び所得税申告受理日程表

地 区	月 日	会 場	地 区	月 日	会 場
長 池	2月13日(木)	長 池 公民館	黒 川	3月8日(金)	拂返部活 公民館
柏野赤沢	2月14日(木)	柏野 公民館	黒 森	3月9日(土)	黒森区長宅
木	2月15日(金)	木 公民館	伯母沢	3月9日(土)	旧台上分校
鶴 生	2月16日(土)	鶴生 公民館	一 の 又	3月11日(月)	一の又公民館
下羽太 中 久 保	2月18日(月)	下羽太公民館	谷 地 中	3月12日(火)	谷地中公民館
上 羽 太	2月19日(火)	上羽太公民館	間 の 原	3月13日(木)	間の原公民館
虫 笠	2月20日(木)	虫 笠 公民館			
真 名 子	2月20日(木)	真名子公民館			
追 原	2月21日(木)	追原 公民館			
真 船	2月22日(金)	真船 公民館			
山 下	2月23日(土)	山 下 公民館			
穀 倉	2月25日(月)	穀 倉 公民館			
上折口原	2月26日(火)	西郷村 文化センター			
下折口原	2月27日(木)	西郷村 文化センター			
川 谷	2月28日(金)	報徳地区 集落センター			
上 新 田	3月1日(金)	転作技術 研修センター			
芝 原	3月2日(土)	芝原 公民館			
下 新 田	3月4日(月)	下新田集会所			
原 中	3月5日(火)	農民 研修センター			
原 中	3月6日(木)	農民 研修センター			
大 平	3月7日(木)	大平 公民館			

どうぞお忘れなく!!一村県民税・所得税の申告を!



朝、太陽が昇る
そして夕方になると
真っ赤な夕日となる
山かげに夕日はだんだん
沈んでいく
沈みながら夕日は
帰る人々に
最後のあいさつをしている
ようだ
「さようなら、さようなら。
また明日会いましょう。」
「さようなら、夕日……。」

川谷中 二年 小沢留美
夕日

吟遊詩人



家族で話し合おう 図解 交通安全



子供は“動く赤信号”

子供の交通事故の約60%は、道路への飛び出します。なぜ、子供は道路に飛び出してしまうのでしょうか。

その原因の一つに、子供の行動特性があります。子供は一つのこと注意が向くと、他のことに気が回らなくなってしまうのです。

例えば、路地でボール遊びをしていて、ボールが道路に転がってしまったとします。こんな時、大人ならば、急に道路に飛び出せば車にはねられるかもしれないと思い、一度止まります。しかし、子供はボールを追いかけなければという意識で頭がいっぱいになり、安全も確認せず飛び出してしまうのです。

時として子供は、大人が想像できないような行動をとります。ドライバーの皆さん、子供を見たら、「動く赤信号」と思い「見込み運転、などせず、スピードを落とし、子供の動きに十分注意して走りましょう。

私も夕日に
あいさつを返したい気持ち
になる
「さようなら、夕日……。」

この結果は三年前の調査結果と
ほとんど変わらないとの事である。
この点から見ても現代の青年
年は、その欲望が物質的であり、
快樂的であり、剝離的であると
考えられる。

二、現代青少年の次の特徴は、
その持続性と強度の問題である。

我々は欲しいと思うものが簡単に手に入らないとき、その欲

しいと思うものは魅力的になつて来る。したがつて手に入らないものがやつと手に入ったときの喜びは大きい、ところが現代においては欲すれば吐えられ。

もしくは親から欲求不満が先取りされるため、手に入れても喜びは少ない。したがつて手に入れたものを大事にしない傾向がある。子供が学校でハンカチから教科書にいたるまで落し物を

書によると、「十八歳から二十歳まで」
今あなたが最も欲しいものを
三つ挙げて下さい。と質問した
ところ、男子学生は、最も望む
ものは、お金・車・女、「遊び暇を
含めて」であり女子学生のそれは、
お金・車・服・飾品であった。

現代青少年に対する家庭の考え方について

絶対に取りに来ないことが、このあたりの事情を端的に物語っている。

また現代家庭の欠如した点は、

その一つとして家庭内の人間関係の薄いことである。

その二としては、家族の構成員の役割の「あやふや」な事である。

その三は同胞性の減少である。

このような、環境における暖かい人間関係が回復されねばならないし、家族内の役割が確立されなければならない。

現実の原則の上に立った行動を親が家庭や社会においてとることが必要である。

成人の一人一人が自己の持つ役割や行動について、これを正しいものに矯正していくことは、よつてしか、学校社会も地域社会もその欠点から修復することは出来ないと考えられる。

以上の点を実現して青少年の健全育成ができるものと信ずるものである。

国民年金

窓



だいじょうぶですか

あなたの国民年金

第172号

広報にしごう

(7)

我が国が世界でも有数の「長寿国」の仲間入りをしたことが最近、高まっています。

現在、日本には七種類の公的年金制度があり、二十歳以上の人は、このいずれかの年金に加入しなければならないことになっています。

国民年金は、厚生年金や共済組合に加入していない自営業者などの人を対象として、昭和三十六年に発足した制度で、これにより国民皆年金がスタートし

ました。厚生年金などの被用者が保険料を納付したり、加入や喪失などの届出をしなければなりません。そのため、ややもすると、保険料の納め忘れや、他の年金制度との重複加入や国民年金への未加入といったことになります。将来、年金を受給するには、一定以上の納付期間が必要で、これに一ヵ月でも足りなければ、もらうことができません。ご自分の年金権を確保するために、正しい知識をもつて、納め忘れないよう、今一度見直してみましょう。

保険料は六十歳になるまで納めます

保険料の額はだれでも同じで五十九年度の保険料は月額六、

二二〇円で、保険料は六十歳になる前月分まで支払います。将来、受給する年金額は納付月数によって決まります。また、よろ多く年金をもらいたい人は、付加保険料月額四〇〇円を納めることができます。

あなたが年金を受けるために必要な期間

組合に加入していない自営業者などの人を対象として、昭和三十六年に発足した制度で、これにより国民皆年金がスタートし

ました。有効期限が三月三十一日の古い保険者証をお持ちの方は、役場保健課国保係の方へ返還してください。

国民年金は、最低二十五年（生年月日により短縮）以上の納付や免除期間が必要です。これに一ヵ月でも不足すれば、将来受給できません。

表を参考にあなた自身の受給権を計算しましょう。

資格期間短縮の特例

この特例は、昭和36年4月（以後の期間のみでみます。）

この特例は、昭和36年4月（以後の期間のみでみます。）

生年月日	国民年金制度の合算	国民年金制度の外
国民年金制度の合算	国民年金制度の外	国民年金制度の外
大正5年4月以前	10年	10年
大正5年4月1日～	11	11
大正5年4月12日～	12	12
大正5年4月13日～	13	13
大正5年4月14日～	14	14
大正5年4月15日～	15	15
大正5年4月16日～	16	16
大正5年4月17日～	17	17
大正5年4月18日～	18	18
大正5年4月19日～	19	19
大正5年4月20日～	20	21
大正5年4月21日～	21	22
大正5年4月22日～	22	23
大正5年4月23日～	23	24
大正5年4月24日～	24	25
昭和2年4月以降		

健康メモ

大声を出すよ

気楽なおしゃべりというの

は、それ 자체ストレス解消に役立つものです。逆におしゃべりする機会がないと、知らぬ間にひずみが起るとしやべりたくなくなるのです。人間にとつて、声を出すことは、おしゃべりにかぎらず心身の要求でもあるのです。とくに大声を出すのは、そういう生活面が少ないだけに、精神衛生的な解放感をえられます。

また大声を出すためには、それなりの呼吸機能の必要なこ

とが、保健上有意義です。

また大声を出すためには、そ

れなりの呼吸機能の必要なこ

とが、保健上有意義です。

したがつて歌を唄うのもい

いし、スポーツでかけ声をか

けるのもいいことです。野球や芝居の見物で声をかけると

それだけで空腹をおぼえると

いう人がいるほどです。こう

したことは、声を出すという動作 자체の有効性だけでなく

そうした生活場面を積極的に持つ意欲の効果もあるわけです。

血圧用心、塩のとりすぎは高血圧への近道



募 集

自衛官を求めています

防衛庁では、ただ今、陸・海・空自衛官を募集しております。若いあなたの入隊をお待ちしております。

- ◎身 分 特別職国家公務員
- ◎応募資格

18才以上25才未満の日本国籍を有する男子

◎初任給

98,000円、10カ月後106,800円となり、その後は年1回昇給。
衣・食・住は無料支給。

◎賞与

年3回、約4.9カ月分、その他寒冷地手当など諸手当が支給されます。

手続などくわしくは、役場又は、自衛隊白河募集事務所（〒白河24-10372）へお気軽にあたずねください。

国政に生かす あなたの目と心

参議院議員 補欠選挙

2月17日(日)

が投票日です。

運転するなら絶対に酒は飲まない。酒を飲んだら運転しない。

軽自動車の 廃車の手続きを お忘れでないですか

お宅の倉庫などに古いバイクや返し忘れの標識はありませんか。そのまま放っておきますと毎年税金がかかります。早めに廃車の手続きをいたしましょう。

また、粉失してしまったナンバーは、近くの解体業者などから解体証明をしてもらい廃車手続きをしましょう。

手続き先 役場税務課
手続き月日 毎年3月31日まで

※求人情報は テレホンサービスで※

白河公共職業安定所では、管内企業の求人情報を電話によりお知らせすることになりました。皆さんのがぞんじの天気予報や時報を聴く時にダイヤルすると同じ要領です。仕事をお探しの方は、気軽にダイヤルを回してみて下さい。
電話番号は次のとおりです。
市外局番 0248
白河(25)0404

募集

昭和60年度 点訳奉仕者養成点字 通信教育受講者をつ なります。

1 趣旨

福島県点字図書館の点訳奉仕者を養成するため。

2 募集対象者

福島県内に居住する者で、昭和60年4月1日現在25才以上の者とする。

ただし学生・生徒は除く。

3 募集人員

25名

4 募集期間

昭和60年2月10日から昭和60年2月28日まで
(締切り 当日消印有効)

5 応募方法

官製はがきに次の事項を記載して申し込むこと。

- (1) 点訳奉仕者養成点字通信教育受講申し込み
- (2) 住所 郵便番号
- (3) 氏名 (ふりがな)・性別
- (4) 生年月日
- (5) 職業 (勤務先)
- (6) 電話番号 (自宅・呼び出しの別)

6 申し込み先

〒960 福島市森合町6-7
福島県点字図書館
☎(0245)34-0522

7 受講者の選考

応募者に対し、漢字の読み方などのテスト及びアンケートを、通信により行って選考する。

8 選考の時期

昭和60年3月上旬

9 選考結果の発表

昭和60年3月下旬
(本人に通知する)

10 受講開始

昭和60年4月

11 受講期間

1年間 (昭和60年4月から昭和61年3月まで)

12 受講上の条件

(1) 受講料は無料とするが、受講者からの通信料は本人負担とする。

(2) 受講者は本受講を修了と同時に、点訳奉仕者として当館に登録し図書の点訳及び点訳書の校正等に協力するものとする。

13 その他

詳しい事は「福島県点字図書館」にお尋ねください。

☎(0245)34-0522

衛生カレンダーの

一部訂正のお願い

昭和59年度衛生カレンダーの3月分のうち3月21日の祭日が誤って20日で印刷されておりますのでご訂正願います。